

(別紙)

古 産 第 3 2 号
令 和 7 年 6 月 3 日

茨城県知事 大井川 和彦 殿

古河市長 針谷 九



大規模小売店舗に関する意見書

大規模小売店舗立地法第5条第3項の規定に基づき令和7年5月21日付け公告のあった下記の大規模小売店舗について、同法第8条第1項の規定により意見を提出します。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 ヤマダデンキ テックランド古河店
所在地 茨城県古河市西牛谷字北前1012-1 外

2 届出者

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
株式会社ヤマダデンキホールディングス
代表取締役 山田 昇
住所
群馬県高崎市栄町1番1号



3 意見の内容

配慮を求める事項	意見の内容	理由
	意見なし	

(備考) 1 意見の内容は、大規模小売店舗立地法第4条に基づく「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」に拠って下さい。